

# 消費者の皆さん！食品表示を利用していますか？ 事業者の皆さん！新表示への移行はお済みですか？

平成27年4月に「食品表示法」が施行され、消費者及び事業者にとってわかりやすい新しい食品表示のルールが制定されました。令和2年4月1日以降に製造・加工・輸入された食品は、全て新しいルールで表示されます。

## 食品表示のここが変わる！～主な変更点の紹介～



### これまでのルール

例 名称	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも、にんじん、きゅうり、りんご、マヨネーズ、食塩、調味料(アミノ酸等)、(原材料の一部に大豆を含む)

### 変更点 その1



原材料と添加物が明確に区別されます

原材料と添加物が明確に区別された形で表示されます。例のように「**／(スラッシュ)**」で区切られる他に、改行したり、事項名に「**添加物**」を加えて表示されている場合もあります。これにより、どれが添加物であるか確認することができます。

※使用した原材料が重量順で表示されます。重量順1位の原材料に原料原産地名が表示されます。重量順1位が生鮮食品の場合は産地、加工食品の場合は製造地が表示されます。原料原産地の表示は令和4年3月31日迄が経過措置期間となっています。

### 新しいルール

例 名称	ポテトサラダ
原材料名	じゃがいも(国産)、にんじん、きゅうり、りんご、マヨネーズ、 <b>食塩</b> ／調味料(アミノ酸等)、(一部に <b>卵・りんご・大豆</b> を含む)

### 変更点 その2



アレルギーの表示方法が変わります

◆「マヨネーズ(卵を含む)」というように、原則は原材料の直後にアレルギーが表示されます。そのような表示が困難な場合は、例のように原材料名の最後に括弧書きで**食品に含まれる全てのアレルギー**が一括して表示されます。

◆食品の名称からアレルギーを含むことがわかる食品(マヨネーズ、生クリーム、パンなど)についても、新しいルールではアレルギーを含む旨の表示がされます。例:「生クリーム(乳成分を含む)」、「パン(小麦を含む)」

### 変更点 その3



栄養成分表示が義務化されます

これまで任意表示であった栄養成分表示が、原則義務化になります。これまでのナトリウムの表示は、**食塩相当量に換算して表示**されます。健康増進の面からも栄養成分表示を有効活用しましょう！

スラッシュ(／)の前が**原材料**、後が**添加物**

これまでのルールとは異なり、「一部に○○・○○を含む」と表示されます

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	○○kcal
たんぱく質	○○g
脂質	○○g
炭水化物	○○g
<b>食塩相当量</b>	<b>○○g</b>

※上記変更点以外にも、製造所固有記号や栄養強調表示の方法等が変更になります！

※食品表示に関するお問合せは、下記お問合せ先の他、最寄りの保健福祉事務所(保健所)まで！

お問合せは  
こちらまで

群馬県 健康福祉部 食品・生活衛生課 安全推進・表示対策係  
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号  
電話:027-226-2421 FAX:027-243-3426  
E-mail: shokuseika@pref.gunma.lg.jp

